

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 10 月 7 日

会 社 名 クリニファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 戸田 晃平
問合せ先 取締役常務執行役
財務管理ユニット本部長
越光 滋
T E L (06) 6941-0232
U R L <https://cliniphar.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
戸田 晃平	966,000	96.6
戸田 さおり	34,000	3.4

支配株主名	戸田 晃平
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性 更新

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則として行いませんが、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯直輝	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯直輝	—	当社との間に利害関係はありません。	会計士資格を有し、複数の上場企業での監査役としての経験及び知見を有しており、税務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験から、取締役会では適宜発言、助言を頂いており、適格であると判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	1	0	1	社外監査役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称	諮問委員会
--------	-------

全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	1	0	1	社外監査役

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。 なお、三様監査ミーティングを定期的に行い、監査役、監査法人及び内部監査責任者と緊密な連携を行うことにより、適切な監査体制を維持しております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田辺隆司	その他													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺隆司	—	—	上場製薬会社の経理部長、監査部長の職務経験があり、会計、監査業務に関する豊富な知見と経験を有しております。同氏のこれまでに培ってきた知見を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び持続的な企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、役員、従業員等に対するストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

事業への参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の取締役が存在していないため、個別の報酬開示は実施しておりません。取締役の報酬は総額で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で年間の報酬限度総額の上限を決議し、個別の役員への配分につきましては、その範囲内で、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して、諮問委員会からの答申を受けて取締役会で協議の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役をサポートする専任のスタッフは配置しておりませんが、財務管理ユニット担当取締役及び従業員が、重要な経営判断に際して社外取締役及び社外監査役が十分な検討ができるように事前の情報共有に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は計5名（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。代表取締役社長を議長とし、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用し、本発行者情報公表日時点で、監査役1名（うち社外監査役1名）で構成されております。

監査役は、取締役会の重要会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

3) 会計監査

当社は監査法人F R I Qと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は佐藤稔幸氏、遠藤基弘氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

4) 内部監査

当社グループは、代表取締役社長直轄の内部監査担当を選定し、内部監査を実施しております。内部監査担当が他部署を兼任する場合は、内部監査担当が所属する部署については内部監査担当が所属する部署以外から内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役社長に報告を行うとともに、被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

また、内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

5) 諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、社外取締役の1名及び社内取締役1名、社外監査役1名で構成され、運営がなされております。

6) リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役副社長、各ユニット本部長、各チーム長、マネジャー及びその他代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、代表取締役社長が議長となり、原則として四半期に1回開催し、法令及び諸規則の遵守、誠実かつ公正な企業活動の実践に努めております。また、リスク管理においては、必要な情報の共有化を図り、主要な検討結果や重要なリスク案件にかかる対処方針を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置し、機動的かつ合理的な意思決定や業務遂行を行うとともに、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日

株主総会の設定	を避けた開催日となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	今後検討すべき課題であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では考えておりません。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では考えておりません。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報について掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	財務管理ユニット担当取締役を責任者とし、財務管理ユニットを担当部署として IR 活動を行ってまいります。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	現在は規定しておらず、今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当 社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行 っていく方針です。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題であると考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームペー ジを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針でありま す。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、組織及び職務権限規程に厳密に従い、業務を適切に分担することで、特定の組織や個人に業務や権限が集中することを防ぎ、内部のバランスを保ちます。これにより、内部の牽制機能が適切に機能し、組織全体が効率的かつ円滑に運営される環境を整えています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

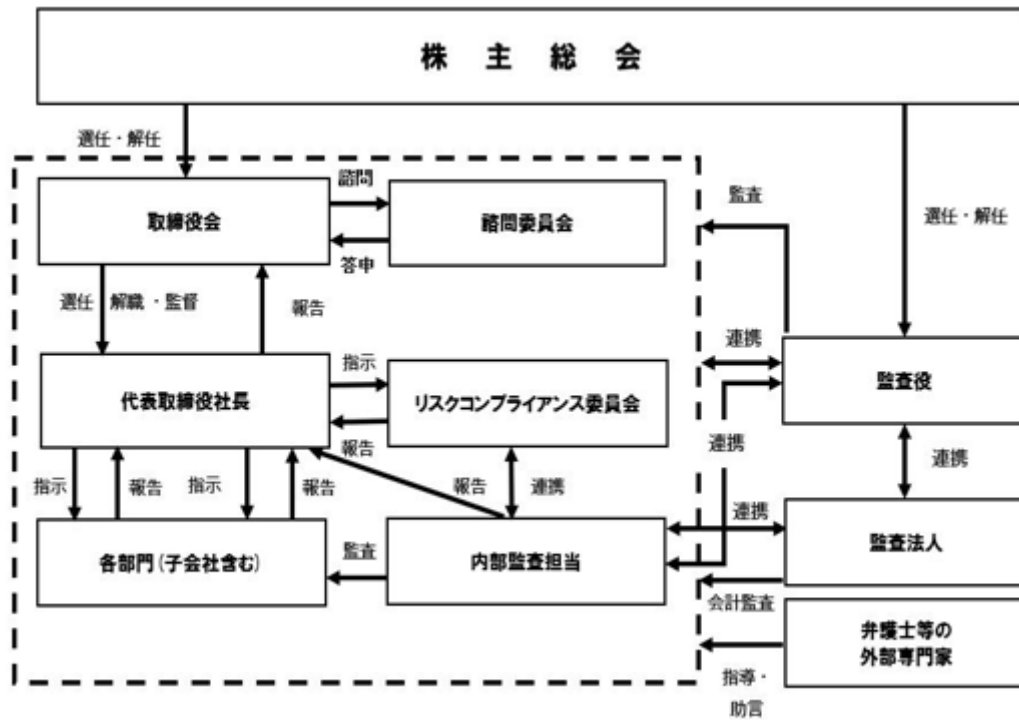
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

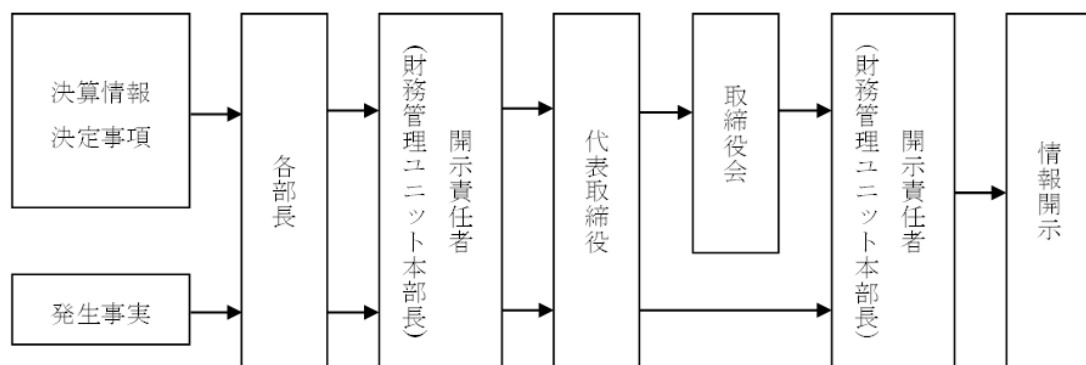
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、監査法人、内部監査担当の継続的監査を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上